

「あんしん補償」利用規約 【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

<p>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が定める端末に係る補償サービス利用規約（以下「本規約」といいます）に基づきあんしん補償（以下「本サービス」といいます）を提供します。</p> <p>第1節 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) ～ (17) (略)</p> <p>(18) OCNモバイルONE音声対応SIM契約</p> <p>当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、下記の提供を受けるための契約：</p> <p>■タイプ6の3 コース1 メニュー1プラン1に係るもので、かつ音声通話機能付契約者カードに係るもの。</p>	<p>株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、当社が定める端末に係る補償サービス利用規約（以下「本規約」といいます）に基づきあんしん補償（以下「本サービス」といいます）を提供します。</p> <p>第1節 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) ～ (17) (略)</p> <p>(18) OCNモバイルONE音声対応SIM契約</p> <p>当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、下記の提供を受けるための契約：</p> <p>■タイプ6の3 コース1 メニュー1プラン1に係るもので、かつ音声通話機能付契約者カードに係るもの。</p>
--	--

<p>(19) OCNモバイルONE音声対応SIMカード 当社と契約者で締結したOCNモバイルONE音声対応SIM契約の対象となるSIMカード</p> <p>(20) 請求事業者 本契約に係る料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別表2に定める事業者</p> <p>(21) 特定請求事業者 当社が別表2に定める請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り ます。）に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・ 収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者</p>	<p>(19) OCNモバイルONE音声対応SIMカード 当社と契約者で締結したOCNモバイルONE音声対応SIM契約の対象となるSIMカード</p> <p>(20) 請求事業者 本契約に係る料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別表2に定める事業者</p> <p>(21) 特定請求事業者 当社が別表2に定める請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り ます。）に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請 求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者</p>
<p>第2条 ～ 第22条（略）</p>	<p>第2条 ～ 第22条（略）</p>

(料金等の支払義務)

第23条 契約者は、補償請求の有無を問わず、契約成立日から起算して10日後を含む月の翌月1日から起算して、本契約の終了日（理由の如何を問いません）の属する月の末日までの期間について、月額利用料に消費税相当額を併せた料金の支払いを要します。

2. 契約者は、本契約に基づき修理又は交換端末提供を受けた場合、別表1「契約者負担金」に規定する契約者負担金に消費税相当額を併せた料金の支払いを要します。

3. 関連法令の改正等により消費税相当額の税率に変更が生じた場合には、前二項に定める消費税相当額は、変更後の税率により計算するものとします。

4. 契約者は、コールセンターに対する電話において、口頭で補償請求とそれに伴う契約者負担金支払い義務の発生の上承をした時点より、契約者負担金の支払い義務を負います。その後、補償請求をキャンセルした場合についても、当社にその責任がある場合を除き、契約者負担金の支払いを要します。

5. 契約者は、本契約に基づき当社に支払いを要することとなった契約者負担金に係る債権を、当該債権の発生日をもって、当社の委託先である別表2に定める請求事業者（キューアンドエー株式会社に限ります。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略できるものとします。

6. 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金（月額利用料に限ります。）その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限ります。以下本項において同じとします。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者へ個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「[NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務](#)」

(料金等の支払義務)

第23条 契約者は、補償請求の有無を問わず、契約成立日から起算して10日後を含む月の翌月1日から起算して、本契約の終了日（理由の如何を問いません）の属する月の末日までの期間について、月額利用料に消費税相当額を併せた料金の支払いを要します。

2. 契約者は、本契約に基づき修理又は交換端末提供を受けた場合、別表1「契約者負担金」に規定する契約者負担金に消費税相当額を併せた料金の支払いを要します。

3. 関連法令の改正等により消費税相当額の税率に変更が生じた場合には、前二項に定める消費税相当額は、変更後の税率により計算するものとします。

4. 契約者は、コールセンターに対する電話において、口頭で補償請求とそれに伴う契約者負担金支払い義務の発生の上承をした時点より、契約者負担金の支払い義務を負います。その後、補償請求をキャンセルした場合についても、当社にその責任がある場合を除き、契約者負担金の支払いを要します。

5. 契約者は、本契約に基づき当社に支払いを要することとなった契約者負担金に係る債権を、当該債権の発生日をもって、当社の委託先である別表2に定める請求事業者（キューアンドエー株式会社に限ります。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略できるものとします。

6. 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金（月額利用料に限ります。）その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限ります。以下本項において同じとします。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者へ個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「[NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務](#)」

<p>に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>7. 請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りです。以下、本項において同じとします。）は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したのとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>8. 当社は、理由の如何を問わず、利用料金について一切の減額又は返金をしないものとします。</p>	<p>に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>7. 請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りです。以下、本項において同じとします。）は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したのとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>8. 当社は、理由の如何を問わず、利用料金について一切の減額又は返金をしないものとします。</p>
<p>第24条 ～ 第28条 （略）</p>	<p>第24条 ～ 第28条 （略）</p>

第9節 個人情報

(個人情報の取扱)

第29条 当社は、本規約に定めるほか、契約者に関する個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシー (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/) に基づき取り扱います。

2. 本サービスの提供にあたり、契約者は、当社が取得した個人情報の一部を委託先に通知することについて同意していただきます。

3. 当社は、以下に定める場合には、契約者の個人情報を第三者に提供することができるものとしします。

(1)本サービスを提供するために当社の委託先又は当社の委託先が契約している損害保険会社に開示する場合

(2)第23条5項に定める債権譲渡を行うために当社が請求先事業者の開示する場合

(3)当社の権利行使に必要な場合

(4)裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合

(5)合併、事業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合

(6)個人情報保護法その他の法令により認められた場合。

4. 契約者は、当社が第23第6項の規定に基づき請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り、以下本項において同じとします。）に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報および料金の回収に必要な情報を請求事業者へ提供することにつき同意していただ

第9節 個人情報

(個人情報の取扱)

第29条 当社は、本規約に定めるほか、契約者に関する個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) に基づき取り扱います。

2. 本サービスの提供にあたり、契約者は、当社が取得した個人情報の一部を委託先に通知することについて同意していただきます。

3. 当社は、以下に定める場合には、契約者の個人情報を第三者に提供することができるものとしします。

(1)本サービスを提供するために当社の委託先又は当社の委託先が契約している損害保険会社に開示する場合

(2)第23条5項に定める債権譲渡を行うために当社が請求先事業者の開示する場合

(3)当社の権利行使に必要な場合

(4)裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合

(5)合併、事業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合

(6)個人情報保護法その他の法令により認められた場合。

4. 契約者は、当社が第23第6項の規定に基づき請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り、以下本項において同じとします。）に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報および料金の回収に必要な情報を請求事業者へ提供することにつき同意していただきま

<p>きます。</p> <p>5. 請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りま。以下本項において同じとします。）から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。</p> <p>6. 本サービスに係る債権（月額利用料に限りま。以下本項において同じとします。）が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りま。以下本項において同じとします。）から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。</p> <p>7. 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第23条第6項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りま。）に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。</p>	<p>す。</p> <p>5. 請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りま。以下本項において同じとします。）から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。</p> <p>6. 本サービスに係る債権（月額利用料に限りま。以下本項において同じとします。）が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りま。以下本項において同じとします。）から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。</p> <p>7. 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第23条第6項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限りま。）に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。</p>
<p>第30条 ～ 第33条（略）</p>	<p>第30条 ～ 第33条（略）</p>
<p>2022年7月1日 制定</p> <p>2023年6月1日 改定</p>	<p>2022年7月1日 制定</p> <p>2023年7月1日 改定</p>
<p>別表1 ～ 別表2 （略）</p>	<p>別表1 ～ 別表2 （略）</p>

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、

次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>「あんしん補償」利用規約</u>	<u>「あんしん補償」利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。